

## 臨床研修活性化推進特別事業実施要綱

### 1 目的

歯科医師臨床研修の実施に当たっては、研修歯科医に対する指導を行う歯科医師（以下「指導歯科医」という。）の確保と資質向上を図ることが非常に重要である。

現在、各臨床研修施設等が開催する歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会（以下「指導歯科医講習会」という。）を通じて、指導歯科医が養成されているところである。

本事業においては、指導歯科医講習会で講師を務める人材に対する研修及び指導歯科医に対するフォローアップ研修を実施することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「臨床研修活性化推進特別事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

### 3 事業内容

#### (1) 指導歯科医講習会の講師養成のための研修の実施

医政局長が策定する「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」に基づいて行われる指導歯科医講習会で講師を務める人材を養成するための研修を実施する。

- ① 受講対象者は、指導歯科医とする。
- ② 講習期間中は、専門に利用できる部屋が確保でき、また、部屋は、採光、換気等が適当であり、学習環境への配慮が行えるものとする。
- ③ 受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする。
- ④ 研修を修了した者には、修了証を交付するものとする。

(2) e-ラーニング教材を使用したフォローアップ研修の実施

令和3年度に作成した e-ラーニング教材をウェブサイトに公開し、e-ラーニング教材を使用したフォローアップ研修を実施する。(実施結果を踏まえ、必要に応じて、e-ラーニング教材を修正する。)

4 交付の条件

- (1) 事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう、重要な事項であるとして厚生労働省医政局歯科保健課（以下「歯科保健課」という。）が求める事項について、文書を作成しなければならない。
- (2) 事業の実施に伴い特許権、著作権等の知的財産権が生じるときは、当該知的財産権を放棄し、放棄した旨を歯科保健課に明示しなければならない。ただし、歯科保健課がこの条件を免除したときはこの限りではなく、また、歯科保健課が別の条件を課したときはそれによるものとする。
- (3) 事業の実施に当たって、歯科保健課と逐次意見調整するなど、密接かつ協調的な連絡体制のもと実施しなければならない。なお、実施状況については、逐次、歯科保健課に報告しなければならない。
- (4) 関係省庁以外の者に、事業に関して知り得た秘密を歯科保健課の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後といえども同様とする。
- (5) 前項は、事業の実施のために自らが雇用する者、請け負わせる者、委任する者又は寄託する者についても適用される。